

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2分の1 復元を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで我が国の義務教育の水準向上に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、平成18年に義務教育費国庫負担金の負担率が3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、地方自治体において教育予算の確保が困難となっており、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼし、少人数教育の実施、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきている。

また、新しい生活様式の学校現場での実現及び義務教育の水準確保と地方教育行政の充実に向けて、一人ひとりの子どもたちにきめ細かな教育とよりよい教育環境を保障するためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる、計画的な定数の改善と教育予算の一層の拡充が必要である。

よって、政府及び国会に対し、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日

太田市議会議長 久保田 俊

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

宛て